



## 職場の化学物質管理「ちゃんと出来ていますか？」 管理体制や管理状況を衛生委員会において労使で確認しましょう！

化学物質に起因した労働災害の発生件数が近年高止まりしていることや、小規模事業場における対策が遅れていること等から、令和6年4月から化学物質管理に関する法規制が大きく変更されています。  
労働者の安全を守るため、化学物質の「自律的な管理」が求められています！

### 自律的な管理を進めるための4つのステップ

#### STEP1 取り扱い化学物質の把握

まずは、事業場内で扱うすべての物質をリストアップ

- ① リスクアセスメント対象物を特定
- ② リスクアセスメント対象物以外の物質も危険性・有害性を確認

化学物質は、業種を問わず使用されています

GHSのシンボルがラベルに表示されている製品は、危険性・有害性があるので取り扱いに注意しましょう。



まずは、身近な製品のラベル・安全データシート(SDS)をチェックしましょう。

#### STEP2 体制の整備

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、譲渡、提供する場合

- ① 化学物質管理者の選任
  - ② 保護具着用管理責任者の選任（保護具を使用する事業場）
- ※選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任、権限付与、周知

リスクアセスメント対象物とは  
⇒ラベル表示、SDS交付、リスクアセスメントの実施が義務である物質

厚生労働省から、表示対象物（ラベル表示義務対象物質）と通知対象物質（SDS交付義務対象物質）のリストが公表※されており、これらに該当する物質がリスクアセスメント対象物質にも該当します。

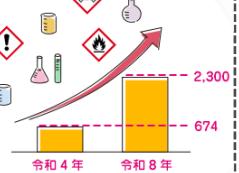
#### STEP3 リスクアセスメントの実施

リスクアセスメント対象物に対するリスクアセスメント

- ① 化学物質による危険性・有害性を特定
- ② その特定された危険性・有害性に基づくリスクの見積もり
- ③ リスク低減措置（リスクを減らす対策）の実施

#### 規制対象物質は順次拡大

令和7年4月に新たに約700物質追加。  
令和8年4月に約2300物質となる予定。



※表示・通知対象物質の一覧はこちらからご確認いただけます。



#### STEP4 その他の5つのポイント

自律的な化学物質管理を行うその他のポイント

- ① 危険性・有害性のある化学物質を製造または取り扱う事業場における雇い入れ時の化学物質の安全衛生教育の実施
- ② 対象物質のラベル表示やSDS交付による情報伝達の実施
- ③ がん原性物質のばく露を低減するための措置等の実施
- ④ 特定化学物質の有害性等の掲示
- ⑤ 労働災害時を想定したマニュアル等の作成

### 化学物質によってこんな災害がおこっています

使用済み廃棄衣類から揮発した有機溶剤による中毒



薬品が付着した破損した容器に保護具なしで触れたことによるフェノールによる薬傷



ドライクリーニングの洗浄用溶剤に静電気による火花が引火し火傷



カビ取り用洗剤を使用した作業による次亜塩素酸ナトリウム中毒



重大労働災害が発生した際は「重大災害発生報告書」をご提出ください。類似災害防止策の検証に役立てます。

詳しくは製造産業部門まで